

第 2 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年7月28日（火曜日）午前11時

受付開始：午前10時

開催場所

福岡県福岡市中央区薬院 4-21-1

KKRホテル博多 2階「スピカ」

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目 次

第2期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	8
連結計算書類	27
計算書類	38
監査報告	45

証券コード 272A

2026年7月10日

(電子提供措置の開始日2026年7月6日)

株 主 各 位

福岡市中央区笹丘一丁目17番29号

株式会社グリーンクロスホールディングス

代表取締役社長 久 保 孝 二

第2期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第2期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.green-cross-hd.co.jp>

(当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所(福証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト(福証上場会社情報サービス)

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php/>

(上記の福証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名」に「グリーンクロスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「272A」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年7月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年7月28日（火曜日）午前11時

2. 場 所 福岡県福岡市中央区薬院4-21-1
KKRホテル博多 2階「スピカ」

3. 目的事項

報告事項

1. 第2期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第2期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
3. 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を経た上、取締役会にて決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	久保孝二 (1971年2月1日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1998年7月 (株)グリーンクロス入社 2002年5月 同 久留米支社長 2004年5月 同 営業開発部次長 2005年5月 同 執行役員 営業開発部長 2008年7月 同 取締役 執行役員 営業開発部長 2011年4月 同 代表取締役社長（現任） 2024年11月 当社 代表取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） (株)グリーンクロス代表取締役社長 (株)TOA代表取締役 (株)トレード代表取締役 北斗ネオン(株)代表取締役 (株)G-サイン代表取締役 (株)サンエクセル代表取締役 マクテック(株)代表取締役 安全機器(株)代表取締役 (株)安全サービス代表取締役 (株)アスコ代表取締役 山本シーリング工業(株)代表取締役 (株)アイ工芸代表取締役 (株)システムエア代表取締役 三建リース(株)代表取締役 (株)千歳防災社代表取締役	122,119株
（取締役候補者とした理由） 2011年から(株)グリーンクロスの代表取締役社長として、経営の先頭に立ち、的確な意思決定のもと当社グループの業績向上と発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。多岐にわたる要職を歴任しており、豊富な経験と実績に基づき、取締役として今後も当社グループの成長・価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	なかもと けんたろう 中本 堅太郎 (1972年2月11日生) 再任	1997年2月 (株)グリーンクロス入社 2002年5月 同 第4ブロック長兼広島支社長 2008年7月 同 執行役員 第4ブロック長兼広島支社長 2011年7月 同 取締役 第4・第5ブロック統括 2012年11月 同 取締役 営業部長 2019年5月 同 取締役 営業本部長 (現任) 2024年11月 当社 取締役 営業本部長 (現任)	33,023株
(取締役候補者とした理由) (株)グリーンクロスに入社以来、営業部門に長年従事し、2008年より執行役員に就任後、主要拠点・ブロックの責任者を歴任し、2011年から同社の取締役役に就任、営業活動における豊富な知識と経験・実績を有しております。今後も当社グループの事業拡大と営業推進に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			
3	まつもと こういちろう 松本 光一郎 (1974年7月5日生) 再任	2003年3月 (株)グリーンクロス入社 2008年5月 同 管理本部財務課課長代理 2011年4月 同 執行役員 管理部長兼財務課長 2012年7月 同 取締役 管理部長 2022年5月 同 取締役 経営企画室長 (現任) 2024年11月 当社 取締役 経営企画室長 (現任)	21,223株
(取締役候補者とした理由) (株)グリーンクロスに入社以来、財務・経理部門に長年従事し、2011年より同社の管理部門の執行役員に就任、翌年より取締役管理部長として管理体制と財務体質の強化に大きく貢献してまいりました。2022年からは同社の経営企画室長として、経営推進に沿った戦略部門の構築を強力に推し進めてまいりました。今後も当社グループの事業拡大に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. (株)TOAは2026年5月1日付で東亜安全施設(株)より社名変更しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、当社の監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員の監査・監督体制を強化するため、新たに1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>しゅ とう ひで き 首 藤 英 樹 (1972年8月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>2002年10月 中央青山監査法人入所 2006年12月 公認会計士登録 2007年 8月 如水監査法人設立 代表社員 2013年10月 みらいコンサルティング(株)入社 2016年 7月 (株)グリーンクロス常勤監査役 2017年 7月 同 社外取締役 (監査等委員) 2020年 7月 (株)SSC社外取締役 2024年11月 当社社外取締役 (常勤監査等委員) (現任) 2025年 7月 (株)グリーンクロス監査役 (現任)</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>監査法人における豊富な監査経験を有し、公認会計士として企業会計に関する知見も有していることから高度な専門性と幅広い見識を活かし、グリーンクロスグループに対して客観的、中立的な監督を遂行できることから、引き続き当社の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			
2	<p>やま さき けん じ 山 崎 健 治 (1950年9月1日生)</p> <p>再任</p>	<p>1973年 4月 大和証券(株)入社 1986年10月 青山監査法人入所 1991年 3月 公認会計士登録 1993年 4月 山崎公認会計士事務所設立 1993年 7月 (株)グリーンクロス社外監査役 2024年11月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>公認会計士として豊富な経験を有し、企業会計に関する知見も有していることから、グリーンクロスグループに対して客観的な立場での議案審議等に必要意見・提言等が期待できると判断し、引き続き当社の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	住吉良久 (1946年8月9日生) 再任	1972年10月 児島産業創業 1973年11月 児島産業(株)設立 代表取締役就任 1988年 3月 (株)児島産業岡山設立 代表取締役就任 1991年 4月 玉野市議会議員当選 1995年 4月 岡山県議会議員当選 通算7期 2008年 7月 (株)グリーンクロス社外監査役 2024年11月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 長年にわたる企業経営と豊富な知識・経験を有していることからグリーンクロスグループに対して客観的な立場での議案審議等に必要意見・提言等が期待できると判断し、引き続き当社の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。			
4	佐藤栄作 (1970年1月17日生) 新任	1993年 4月 日産自動車株式会社入社 村山工場工務部工務課配属 1996年 4月 気象予報士登録 1996年 8月 同 退社 1996年 9月 株式会社ウェザーニューズ入社 メディア部門管理業務兼キャスター 1998年 1月 九州朝日放送株式会社配属 2002年11月 同 退社 2002年12月 九州朝日放送株式会社とフリーランス契約 2011年12月 株式会社風見屋設立代表取締役(現任) (現在に至る)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 気象分野における専門的知見を基盤として、気候変動、異常気象および災害リスクに関する社会的課題に長年携わっており、環境・社会課題(ESG)に関する高度な見識を有しております。 近年、企業経営においてサステナビリティおよび気候関連リスクへの対応の重要性が高まる中、同候補者の知見は、当社の中長期的な企業価値向上およびリスクマネジメントの高度化に資するものと考えております。 また、メディアを通じた情報発信経験により培われた社会的視点を踏まえ、取締役会に多様な観点をもたらすことが期待されることから、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 首藤英樹、山崎健治、住吉良久、佐藤栄作の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 首藤英樹氏につきましては、当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。なお、当社は同氏の選任に伴い福岡証券取引所に対し独立役

員として届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

4. 山崎健治氏及び住吉良久氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 佐藤栄作氏は、新任の取締役候補者であります。
6. 当社は、首藤英樹氏、山崎健治氏及び住吉良久氏の選任が承認された場合、各氏との間に締結している、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を継続する予定であります。

また、取締役候補者佐藤栄作氏の選任が承認された場合には、同氏との間に法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善を背景に、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、継続する物価上昇による消費者マインドの低下や、中東情勢の影響、米国の通商政策を巡る動向、金融資本市場の変動など、国内外の経済情勢には依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関係する安全対策業界及びサインメディア業界におきましては、国土強靱化関連事業やインフラ老朽化対策需要を背景に公共投資が堅調に推移するとともに、民間設備投資においても持ち直しの動きが見られるなど、概ね堅調に推移いたしました。しかしながら、人手不足に伴う労務費の上昇に加え、国際情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰など、事業環境を取り巻く不確実性は依然として高く、引き続き注視が必要な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、環境配慮型商品やIoT関連商品、AI技術を活用した商品・サービスなど、多様化するお客様のニーズへの対応を進めるとともに、ロジスティクス機能を活用した営業拠点ネットワークの連携強化やレンタル商材の拡充を推進してまいりました。また、SDGsに即した商材の提案や看板点検業務の広域展開に加え、付加価値の高いサービスの提供を推進するなど、「安全」と「サイン」の融合に向け、グループ総合力の更なる強化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高は29,857百万円（前期比7.1%増）、営業利益は2,036百万円（前期比2.6%増）、経常利益は2,023百万円（前期比1.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,356百万円（前期比11.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は3,030百万円であり、その主なものは、大阪市東住吉区及び名古屋市の土地建物の購入、レンタル品の購入等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に土地建物等の取得資金として、金融機関より短期借入金960百万円、長期借入金2,258百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に景気の緩やかな回復が期待される一方で、中東情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりや米国の通商政策による世界経済への影響、金融資本市場の変動など、引き続き先行き不透明な状況が続くものと想定されます。

このような状況において、当社グループの当面の課題は、確実な収益の向上に向けたレンタル事業の促進とグループ間シナジーを最大限に生かす事業構造の構築に加え、その機動力となる組織機能力強化を図るとともに、長きに亘っての成長企業の確立に向けた次世代人財の確保と育成に向けた人材採用・育成プログラムの実行にあります。

なお、当社グループは、『グループ経営機能強化による企業価値の最大化』『意思決定の迅速化による競争力強化』『経営資源の有効活用によるシナジー最大化』『コーポレートガバナンス強化』を目的として、2024年11月に持株会社体制へ移行しております。

グループ間におけるシナジーを最大限に発揮し、グループ経営のスピード化、ならびに高度化を図り、持続的な成長とともにより社会に貢献できる企業を目指してまいります。

<中長期を見据えた経営課題への取り組み>

① ESG・SDGsへの取り組み

当社グループは、中長期的に持続可能な企業の成長と社会への貢献を継続していくためにはSDGsの課題解決に向けた取り組みが重要だと考えております。そのため、事業活動を行うにあたり、ESG・SDGsの観点から環境に配慮した商品の推進、社会問題への配慮はもとよりコーポレートガバナンスの強化も進めております。

② 健康経営への取り組み

当社グループでは、従業員とその家族の健康を重要な経営課題として、2020年6月に「健康経営宣言」を制定しております。健康経営の推進につきましては、従業員とその家族の心身および社会的健康の保持・増進を目的として、定期健康診断や各種がん検診の受診促進に取り組むとともに、保健師等による健康相談体制の整備や健康リテラシー向上に向けたセミナーを実施するほか、ウォーキングイベントや体力測定等による運動機会の創出、ストレスチェックの実施、食事補助制度の導入に加え、各種休暇制度やGLTD保険の整備を行うなど、多面的な健康経営施策を継続的に推進してまいりました。その成果として、本年3月には主たる事業会社である株式会社グリーンクロスにおいて「健康経営優良法人2026（大規模法人部

門) 」認定企業の上位500法人に与えられる「ホワイト500」に3年連続で認定されました。また、株式会社アスコにおいても「健康経営優良法人2026(中小規模法人部門)」に2年連続で認定されております。

今後も引き続き、「健康経営」を通じて健康で活力あふれる社員が生まれ、誇りをもって長く働ける働きやすい環境づくりに取り組むとともに、従業員が健康で安全に働くことができる職場環境の整備に努め、人的資本の価値向上および企業価値の向上を図ることで、企業使命である「完璧な安全環境の構築、快適な労働環境の創造、自然との調和への美しい環境づくり」の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移
 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 52 期 (2023年 4 月期) (注) 1	第 53 期 (2024年 4 月期) (注) 1	第 1 期 (2025年 4 月期) (注) 1	第 2 期 (当連結会計年度) (2026年 4 月期)
売 上 高	22,514,056	24,348,034	27,878,846	29,857,236
経 常 利 益	1,515,313	1,649,248	1,992,282	2,023,907
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,052,806	1,138,693	1,212,848	1,356,833
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	119円58銭	129円25銭	136円66銭	155円62銭
総 資 産	20,269,069	25,452,812	26,167,172	29,052,889
純 資 産	10,076,861	11,065,253	12,006,031	12,275,914
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,138円99銭	1,249円83銭	1,343円25銭	1,468円00銭

- (注) 1. 当社は、2024年11月1日に株式会社グリーンクロスを株式移転完全子会社とする単独株式移転により、株式移転完全親会社として設立されました。第1期の連結計算書類は、株式移転により完全子会社となった株式会社グリーンクロスの連結計算書類を引き継いで作成しております。なお、第52期から第53期は株式会社グリーンクロスの連結会計年度における数値を記載しております。
2. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	事 業 内 容
(株) グリーncross	100,000千円	100.0%	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの製作販売
(株) T O A	36,000千円	99.6%	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの製作販売
(株) トレード	20,000千円	100.0%	サイン・ディスプレイ用広告資材販売、ディスプレイ・販促物の企画、制作
北斗ネオン(株)	10,000千円	100.0%	LED・ネオンサイン工事、屋内外看板サイン工事、広告塔工事
(株) G - サイン	5,000千円	100.0%	看板の製作及び販売、不動産の売買・賃貸・仲介及び管理
(株) サンエクスセル	3,000千円	100.0%	安全機材用品及び測量器具等の製造・販売
マクテック(株)	20,000千円	100.0%	サインメディアの企画・設計・施工
安全機器(株)	21,600千円	78.9%	安全機材用品の販売及びレンタル
(株) 安全サービス	3,000千円	100.0%	安全機材用品の販売及びレンタル
(株) アスコ	19,800千円	100.0%	高輝度LED表示器の企画・開発、製造、販売
山本シーリング工業(株)	50,000千円	100.0%	革製品の製造、販売
(株) アイ工芸	20,000千円	100.0%	サインメディア広告資材の売買
(株) システムエリア	10,000千円	100.0%	ソフトウェアの企画・設計・開発・販売等
三建リース(株)	10,000千円	100.0%	仮設資材・保安用品のレンタル・リース・販売
(株) 千歳防災社	10,000千円	100.0%	消防用設備や弱電設備の設計・施工・点検・保守

- (注) 1. (株)TOAは2026年5月1日付で東亜安全施設(株)より社名変更しております。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社グリーンクロス
特定完全子会社の住所	福岡県福岡市中央区小笹五丁目22番34号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,279,875千円
当社の総資産額	11,976,238千円

(7) 主要な事業内容 (2026年4月30日現在)

当社グループは、道路安全資材、建築防災用品、保安用品、保護具及び各種看板、標識等サインメディア製作、販売、レンタルを事業としております。

(8) 主要な営業所等 (2026年4月30日現在)

① 当社

本 社	福岡県福岡市中央区
-----	-----------

② 子会社等

会社名	本店所在地
(株) グリーングロス	福岡県福岡市中央区
(株) T O A	東京都中央区
(株) トレード	愛知県名古屋市中川区
北斗ネオン(株)	福岡県福岡市博多区
(株) G - サイン	福岡県福岡市東区
(株) サンエクスセル	愛知県名古屋市緑区
マクテック(株)	大阪府大阪市平野区
安全機器(株)	北海道札幌市白石区
(株) 安全サービス	北海道札幌市白石区
(株) アスコ	兵庫県伊丹市
山本シーリング工業(株)	東京都品川区
(株) アイ工芸	東京都板橋区
(株) システムエリア	東京都中央区
三建リース(株)	東京都墨田区
(株) 千歳防災社	千葉県千葉市中央区

- (注) 1. (株)TOAは2026年5月1日付で東亜安全施設(株)より社名変更しております。
 2. (株)TOAは2026年5月1日付で本店所在地を東京都杉並区から東京都中央区に移転しております。

(9) 従業員の状況 (2026年4月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,000名	99名増	40.3歳	9.3年

(注) 上記の他、2026年4月30日現在パート24名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	4名増	42.3歳	13.3年

(10) 主要な借入先 (2026年4月30日現在)

借入先	借入残高
(株) 西日本シティ銀行	4,773,053千円
(株) 福岡銀行	1,696,993千円
(株) 三菱UFJ銀行	1,062,491千円
(株) 池田泉州銀行	254,700千円
朝日信用金庫	195,077千円
(株) みずほ銀行	159,166千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,101,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,025,280株 (自己株式700,859株を含みます。)
 (3) 株主数 2,236名
 (4) 1単元の株式数 100株
 (5) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
グリーンクロスホールディングス社員持株会	1,237,956株	14.87%
柴田泰三	512,000	6.15
青山悦子	408,618	4.90
東條優	366,282	4.40
井上愛	366,282	4.40
中野淑	366,282	4.40
新海秀治	270,100	3.24
(株)西日本シティ銀行	256,000	3.07
椀田法義	200,200	2.40
リックス(株)	194,000	2.33

(注) 持株比率は、自己株式(700,859株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	9,537 (-)	3 (-)

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(2)②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況 (2026年4月30日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年4月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 保 孝 二	(株)グリーンクロス代表取締役社長 (株)TOA代表取締役 (株)トレード代表取締役 北斗ネオン(株)代表取締役 (株)G-サイン代表取締役 (株)サンエクセル代表取締役 マクテック(株)代表取締役 安全機器(株)代表取締役 (株)安全サービス代表取締役 (株)アスコ代表取締役 山本シーリング工業(株)代表取締役 (株)アイ工芸代表取締役 (株)システムエリア代表取締役 三建リース(株)代表取締役 (株)千歳防災社代表取締役
取 締 役	中 本 堅 太 郎	営業本部長
取 締 役	松 本 光 一 郎	経営企画室長
取 締 役 員	首 藤 英 樹	公認会計士
取 締 役 員	山 崎 健 治	公認会計士
取 締 役 員	住 吉 良 久	

- (注) 1. 取締役首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員首藤英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員山崎健治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員住吉良久氏は、経営者としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、首藤英樹氏を常勤の監査等委員である取締役として選任し、社内での主要会議に出席して社内情報を収集、他の監査等委員に情報伝達しております。また、内部監査室等と監査等委員会が連携して監査活動を行うとともに、監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保しております。
6. 当社は、常勤監査等委員首藤英樹氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- (参考) 当社は執行役員制度を導入しております。
2026年4月30日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。
執行役員 田島伸弘 管理部子会社担当
執行役員 片山敬之 管理部子会社担当

(2) 取締役等の報酬等の額

① 報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の決定に関する方針は、客観性、透明性を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの向上を目的に、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会からの答申について取締役会で決議することとしております。

取締役の年度報酬総額については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定しており、取締役に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

社内の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

<報酬の構成>

取締役の報酬は、a) 定期月額報酬、b) 株式報酬（中長期インセンティブを与えて取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的）から構成されています。

a) 定期月額報酬

取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責、事業年度ごとに策定されている経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に考慮した部分から成ります。

b) 株式報酬

中長期的な企業価値の向上につなげていくために譲渡制限付株式報酬としております。各取締役の役位毎に基準額を設定して割当を行っております。

また、社外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、定期月額報酬のみとしております。監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により個別の固定報酬として決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		定期月額報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	70,805 (-)	69,375 (-)	1,430 (-)	3 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	12,360 (12,360)	12,360 (12,360)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	83,165 (12,360)	81,735 (12,360)	1,430 (-)	6 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（定期月額報酬）は、2025年7月25日開催の第1期定時株主総会において、年額100百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であります。
- また別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬について、2025年7月25日開催の第1期定時株主総会において、年額50百万円以内（年50,000株以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名であります。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年7月25日開催の第1期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）であります。
3. 株式報酬の内容は譲渡制限付株式報酬であります。また、当事業年度における交付状況は「2. (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。なお、このうち11,242千円は翌事業年度以降に費用計上される見込みであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員）

(a) 首藤英樹氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会16回及び監査等委員会12回全てに出席し、必要な質

問・提言を適宜行うとともに、各部署に対する実地調査等の活動を行いました。

(b) 山崎健治氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会16回及び監査等委員会12回全てに出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

(c) 住吉良久氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会16回全てに出席、監査等委員会12回全てに出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の社外取締役は、首藤英樹、山崎健治、住吉良久の3氏であり、それぞれ公認会計士や企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしてもらうことを期待しております。各社外取締役は、当社の取締役会において、疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど行い、当社が展開する各事業内容及び業界について理解を深め、取締役会の実効性、危機管理、販路拡大、働き方などの経営課題について活発に意見を発言し、当社グループの発展に寄与しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外から有用な人材を迎えその役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき当社定款において、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該規定に基づき、当社は社外取締役である首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏との間で、責任限定契約を締結しております。

この責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失が無い場合、その負担額は法令の定める限度額の範囲内とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としておりません。

6. 会社の体制及び方針並びに運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 取締役及び使用人の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、管理部担当取締役をその責任者として管理部総務課においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同課を中心に役職員への教育等を行うこととしております。

内部監査室は、総務課と連携し、コンプライアンスの状況について監査し、これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。

さらに、役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかに内部監査室、監査等委員または社外顧問弁護士に通報（匿名も可）報告する体制を構築しております。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないこととしております。

② 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。取締役及び監査等委員は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危機管理に関する規程その他の体制

管理部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、総務課において、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係る当社グループ全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理するものとします。また、新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命するものとしております。

内部監査室は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、社員が共有する当社グループの目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全般的な業務効率化を実現するシステムを構築します。

具体的には、下記の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役会の職務遂行の監督等を行います。
 - ロ. 毎年4月に取締役、執行役員をメンバーとした経営目標（戦略）体系策定会議を開催し、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画、年度予算を策定し、当社グループの目標を設定します。各拠点、部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案、実行していきます。
 - ハ. 当社の基幹システムであるPCAを活用し、月次、四半期業績管理を実施しております。
- 二. 経営目標（戦略）体系推進会議等による月次業績のレビューと改善策の立案、実施を行っております。

⑤ 当社グループ及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

今後、当社グループが子会社を設立等した場合、子会社に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス、リスク管理体制を構築する権限を与え、当社グループ総務課はこれらを横断的に推進し、管理していきます。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとしております。

⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、必要に応じて、監査等委員の業務補助のためのスタッフを任命することとし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行うこととしております。

また、監査等委員は内部監査室の所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社グループ及びグループに重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・総務課への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備し、その報告は、管理部担当取締役が監査等委員に対して、適時迅速に行うものとしております。

当社の監査等委員会に報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行わないこととしております。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を実施します。また、監査等委員会に対して、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保証しております。

なお、監査等委員は当社グループの会計監査人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図っております。

当社は、監査等委員が職務遂行にあたり必要と認められる費用を負担することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、当事業年度における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 当社グループは、コンプライアンス推進事務局を設置し、内部通報の内容・対応等につき、定例的に開催される取締役会及び経営会議への報告により管理徹底を図っております。
- ② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。
- ③ 当社グループの取締役会規程により、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定める事項、当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決議を行っております。
また、定期的に経営会議を開催し、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点と日常業務レベルで監視する対策についての検討を行い、業務執行の効率性を確保しております。
- ④ 代表取締役と監査等委員会は定期的な会合を実施して、監査等委員との意思の疎通を図り、また、内部監査室と監査等委員会は連絡会議を定期的に開催し情報交換等を行い、連携を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、緊密な者または同意している者の議決権の所有割合が50%を超えている現状を鑑みて、現時点での対抗措置の導入はしていません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけ、配当に関しては、経営環境の変化や中長期的視野に立ったうえでの今後の事業展開、更には企業体質の強化等を総合的に勘案のうえで、安定的かつ継続的な配当を実施していく方針であります。

上記の方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2026年6月30日開催の取締役会決議により、期末配当金について普通配当37円に2円を加えた、1株当たり39円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	[14,627,933]	流 動 負 債	[9,431,109]
現金及び預金	4,716,314	支払手形及び買掛金	3,139,204
受取手形	150,997	電子記録債務	1,913,101
売掛金	4,196,646	1年内返済予定の長期借入金	1,066,600
電子記録債権	761,938	短期借入金	960,000
商品	3,925,271	リース債務	26,177
原材料及び貯蔵品	563,425	未払金	621,967
その他	327,482	未払費用	193,569
貸倒引当金	△14,142	未払法人税等	433,795
固 定 資 産	[14,424,955]	未払消費税等	188,277
有 形 固 定 資 産	(12,548,333)	賞与引当金	853,600
建物及び構築物	4,473,297	その他	34,815
機械装置及び運搬具	29,566	固 定 負 債	[7,345,865]
工具・器具及び備品	119,795	長期借入金	6,384,084
レンタル品	1,339,619	リース債務	33,025
土地	6,460,357	退職給付に係る負債	104,721
建設仮勘定	125,697	役員退職慰労引当金	65,377
無 形 固 定 資 産	(445,902)	繰延税金負債	36,148
借地権	173,704	その他	722,508
ソフトウェア	22,106	負 債 合 計	16,776,975
のれん	241,319	(純 資 産 の 部)	
その他	8,771	株 主 資 本	[11,964,966]
投資その他の資産	(1,430,719)	資本金	697,266
投資有価証券	662,514	資本剰余金	636,941
長期貸付金	72,502	利益剰余金	11,582,909
破産更生債権等	177,559	自己株式	△952,151
長期前払費用	44,347	その他の包括利益累計額	[255,300]
繰延税金資産	349,125	その他有価証券評価差額金	255,300
その他	305,229	非支配株主持分	[55,647]
貸倒引当金	△180,559	純 資 産 合 計	12,275,914
資 産 合 計	29,052,889	負 債 純 資 産 合 計	29,052,889

連結損益計算書

(自 2025年5月1日)
(至 2026年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,857,236
売上原価	19,070,973
売上総利益	10,786,263
販売費及び一般管理費	8,750,222
営業利益	2,036,040
営業外収益	
受取利息	5,558
受取配当金	17,568
投資事業組合運用益	5,652
為替差益	162
雑収入	49,388
営業外費用	
支払利息	83,762
雑損	6,701
経常利益	2,023,907
税金等調整前当期純利益	2,023,907
法人税、住民税及び事業税	652,261
法人税等調整額	12,772
当期純利益	1,358,873
非支配株主に帰属する当期純利益	2,039
親会社株主に帰属する当期純利益	1,356,833

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年5月1日)
(至 2026年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	697,266	972,093	10,226,075	△151,994	11,743,441
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△329,231			△329,231
親会社株主に帰属する当期純利益			1,356,833		1,356,833
自己株式の取得				△903,298	△903,298
自己株式の処分		△5,920		103,141	97,221
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△335,152	1,356,833	△800,157	221,524
当 期 末 残 高	697,266	636,941	11,582,909	△952,151	11,964,966

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	208,982	208,982	53,608	12,006,031
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		-		△329,231
親会社株主に帰属する当期純利益		-		1,356,833
自己株式の取得		-		△903,298
自己株式の処分		-		97,221
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46,318	46,318	2,039	48,357
当 期 変 動 額 合 計	46,318	46,318	2,039	269,882
当 期 末 残 高	255,300	255,300	55,647	12,275,914

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	15社
連結子会社の名称	(株)グリーンクロス (株)TOA (株)トレード 北斗ネオン(株) (株)G-サイン (株)サンエクセル マクテック(株) 安全機器(株) (株)安全サービス (株)アスコ 山本シーリング工業(株) (株)アイ工芸 (株)システムエリア 三建リース(株) (株)千歳防災社

(新規) 2社 三建リース(株) (連結子会社化による)

(株)千歳防災社 (連結子会社化による)

(注) (株)TOAは2026年5月1日付で東亜安全施設(株)より社名変更しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	1社
非連結子会社の名称	(株)ドトキューブ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社の名称	(株)ドトキューブ
-----------	-----------

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に

重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

[有価証券]

その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
市場価格のない株式等	総平均法による原価法

[棚卸資産]

商品	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

[有形固定資産]（リース資産を除く）

定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにレンタル品については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 4～50年
レンタル品 1～5年

[無形固定資産]（リース資産を除く）

定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

[リース資産]

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

[貸倒引当金]

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- 〔賞与引当金〕 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 〔役員退職慰労引当金〕 一部連結子会社にて、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引に係る収益（注：オペレーティング・リースに係る収益は賃貸借処理によって収益認識しております。）を除き、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ・商品及び製品の販売

安全機材用品の販売、サインメディアの製作販売事業においては、商品の販売及び製品の製造販売を行っており、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

のれん 241,319千円

のれんの償却方法及び償却期間については、子会社株式の取得時における事業計画に基づく投資額の回収期間を考慮して償却期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

子会社株式の取得時に生じたのれんについて、事業計画の達成状況等をもとに減損の兆候を識別しております。減損の兆候があると認められた場合には、減損の兆候があるグルーピング単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定して

おります。減損損失の認識の要否の判定においては、主に事業計画等を基礎として将来キャッシュ・フローを見積り、当該キャッシュ・フローがのれんを含む帳簿価額を上回るかどうかにより、減損損失計上の要否を検討しております。

事業計画等の策定においては、対象となる子会社の属する業界の動向、市場環境、成長率等に関する仮定を含んでおります。したがって、将来の不確実な経済状況及び経営状況の影響により設定した仮定が合理的な範囲を超えて変化し当該事業計画が計画通り進捗しないことが判明した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形の裏書譲渡高	
受取手形の裏書譲渡高	6,837千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	3,268,406千円
土地	4,261,880千円
自己株式	815,130千円
計	8,345,416千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	814,263千円
短期借入金	960,000千円
長期借入金	5,849,554千円
計	7,623,817千円
(3) 所有権留保等資産及び所有権留保付債務	
① 所有権留保等資産	
レンタル品	975,828千円
② 所有権留保付債務	
未払金	408,651千円
その他（固定負債）	664,759千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	4,475,933千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	9,025,280株	-	-	9,025,280株

(2) 自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	127,123株	660,000株	86,264株	700,859株

(注) 普通株式の自己株式数の増加660,000株は自己株式立会外買付によるものであります。

普通株式の自己株式数の減少86,264株は第三者割当等としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月30日 取締役会	普通株式	329,231	37.00	2025年4月30日	2025年7月15日

② 基準日が当連結会計年度に帰属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2026年6月30日開催取締役会決議による配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額…………… 324,652千円
- (ロ) 配当の原資…………… 利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額…………… 39.00円
- (ニ) 基準日…………… 2026年4月30日
- (ホ) 効力発生日…………… 2026年7月13日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金及び社債の使途は運転資金、設備資金及び子会社株式の取得資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額65,702千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金については注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	596,811	596,811	－
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金	177,559 △177,559		
	－	－	－
資産合計	596,811	596,811	－
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	7,450,684	7,391,104	△59,580
負債合計	7,450,684	7,391,104	△59,580

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	596,811	—	—	596,811

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	7,391,104	—	7,391,104

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価が帳簿価額と近似することから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

工事表示板・標識	1,698,931
仮設防護柵	1,027,294
保安等・警告灯	454,956
防災用品・環境整備用品	2,743,990
その他商品	7,040,477
サインメディア	8,960,225
顧客との契約から生じる収益	21,925,876
その他の収益	7,931,360
外部顧客への売上高	29,857,236

(注) その他の収益には、リース取引等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社及び連結子会社においては、顧客との予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,468円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 155円62銭 |

8. 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[183,255]	流動負債	[524,543]
現金及び預金	155,172	短期借入金	250,000
売掛金	15,445	1年内返済予定の長期借入金	240,012
前払費用	11,538	未払金	556
その他	1,100	未払費用	3,984
		未払法人税等	3,107
		未払消費税等	5,517
		預り金	2,807
		賞与引当金	18,000
		未払配当金	558
固定資産	[11,792,983]	固定負債	[889,983]
投資その他の資産	(11,792,983)	長期借入金	889,983
関係会社株式	11,350,699	負債合計	1,414,526
長期貸付金	407,500	(純資産の部)	
長期前払費用	25,693	株主資本	[10,561,712]
繰延税金資産	9,090	資本金	697,266
		資本剰余金	(10,074,121)
		資本準備金	660,866
		その他資本剰余金	9,413,255
		利益剰余金	(742,475)
		その他利益剰余金	742,475
		繰越利益剰余金	742,475
		自己株式	△952,151
		純資産合計	10,561,712
資産合計	11,976,238	負債純資産合計	11,976,238

損益計算書

(自 2025年5月1日)
(至 2026年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	741,710	
経 営 指 導 料	260,063	
そ の 他	16,800	1,018,573
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	276,987	276,987
営 業 利 益		741,585
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,339	
雑 収 入	143	1,483
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,283	5,283
経 常 利 益		737,785
税 引 前 当 期 純 利 益		737,785
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,042	
法 人 税 等 調 整 額	△2,843	199
当 期 純 利 益		737,586

株主資本等変動計算書

(自 2025年5月1日)
(至 2026年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計	純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	697,266	660,866	9,748,407	10,409,273	4,888	4,888	△151,994	10,959,435	10,959,435
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当			△329,231	△329,231		-		△329,231	△329,231
当 期 純 利 益				-	737,586	737,586		737,586	737,586
自己株式の取得				-		-	△903,298	△903,298	△903,298
自己株式の処分			△5,920	△5,920		-	103,141	97,221	97,221
当事業年度中の変動額合計	-	-	△335,152	△335,152	737,586	737,586	△800,157	△397,723	△397,723
当 期 末 残 高	697,266	660,866	9,413,255	10,074,121	742,475	742,475	△952,151	10,561,712	10,561,712

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

[子会社株式及び関連会社株式] 移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に子会社からの受取配当金及び経営指導料を含む業務受託収入等であります。経営指導料を含む業務受託収入については、子会社との業務内容に応じた受託役務を提供することが履行義務であり、履行義務の充足に従い一定の期間にわたって収益として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 11,350,699千円

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、評価損の認識を行うこととしております。回復可能性の判断においては、関係会社の純資産額に事業計画等に基づく超過収益力を反映させた実質価額を合理的に見積り、取得原価と実質価額を比較することにより、評価損計上の要否を検討しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測できない事象の発生により関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度以降の計算書類において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社の金融機関からの銀行借入に対して保証を行っております。
株式会社G-サイン 2,189,978千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	15,445千円
② 長期金銭債権	407,500千円
③ 短期金銭債務	250,556千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,018,573千円
一般管理費	12,385千円
営業取引以外の取引高	1,415千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	127,123株	660,000株	86,264株	700,859株

(注) 普通株式の自己株式数の増加660,000株は、自己株式立会外買付によるものであります。
普通株式の自己株式数の減少86,264株は第三者割当としての自己株式の処分によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,675千円
賞与引当金	5,652千円
その他	763千円
繰延税金資産合計	<u>9,090千円</u>
繰延税金負債	
その他	<u>-千円</u>
繰延税金負債合計	<u>-千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>9,090千円</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 グリーン クロス	100 百万円	安全機材用 品の販売及 びレンタ ル、各種サ インメディ アの製作販 売他	所有 直接100.0	経営指導 契約の 締結等	経営管理そ の他役務の 提供等 (注)1	247,200	売掛金	3,960
						資金の借入 (純額) (注)2	30,000	短期 借入金	250,000
						利息の支払 (注)2	490	未払金	490
子会社	株式会社 G-サイ ン	5 百万円	看板の製作 及び販売他	所有 直接100.0	資金の 貸付等	債務保証 (注)3,4	2,189,978	-	-
						資金の貸付 (注)2	140,000	長期 貸付金	140,000
						利息の受取 (注)2	467	未収 入金	467

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理その他役務の提供等に対する対価は、内容を勘案して両社協議の上で決定しております。
 2. 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 3. 関係会社の借入金に対する保証であります。
 4. 保証料は受領しておりません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,268円76銭
(2) 1株当たり当期純利益	84円59銭

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

なお、千円未満の端数については、切捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

株式会社グリーンクロスホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 西 田 直 樹

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 立 石 浩 将

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンクロスホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンクロスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

株式会社グリーンクロスホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 西 田 直 樹

公認会計士 立 石 浩 将

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリーンクロスホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月29日

株式会社グリーンクロスホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 首藤英樹 ㊞

監査等委員 山崎健治 ㊞

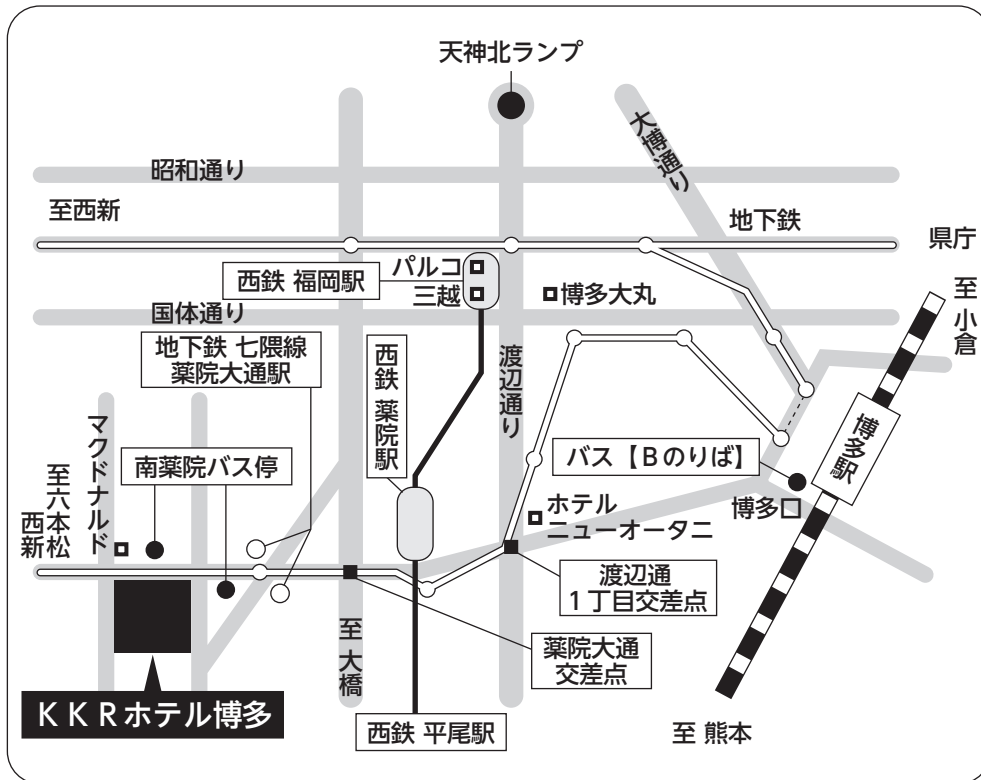
監査等委員 住吉良久 ㊞

(注) 常勤監査等委員首藤英樹、監査等委員山崎健治及び住吉良久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場： 福岡県福岡市中央区薬院4-21-1
K K R ホテル博多 2階 「スピカ」
電話 092-521-1361



- バス 博多駅（博多口）を出て左方向、「KITTE博多」前の【Bのりば】より 9・11・15・16・17のバスで約15分、【南薬院バス停】下車すぐ
- 車 都市高速【天神北】ランプ下車、渡辺通りを直進、【渡辺通1丁目】交差点から右折5分
- 地下鉄 地下鉄七隈線【薬院大通駅】下車 1番出口を出て徒歩5分